

令和 7 年度決算に基づく  
熊本県の財政の健全化判断比率及び  
公営企業の資金不足比率の報告

令和 8 年 8 月

熊本県

# 目 次

|                                                        |   |
|--------------------------------------------------------|---|
| 令和 7 年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率<br>及び公営企業の資金不足比率 . . . . . | 1 |
|--------------------------------------------------------|---|

|                      |   |
|----------------------|---|
| 熊本県監査委員の意見 . . . . . | 2 |
|----------------------|---|

# 令和7年度決算に基づく熊本県の財政の 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

## 1 健全化判断比率

(単位：％)

| 実質赤字比率   | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率  | 将来負担比率    |
|----------|----------|----------|-----------|
| ( 3.75 ) | ( 8.75 ) | ( 25.0 ) | ( 400.0 ) |
| —        | —        | 9.1      | 213.6     |
| 参考：令和6年度 |          |          |           |
| —        | —        | 8.9      | 212.5     |

※ 括弧内の数値は、早期健全化基準

## 2 資金不足比率

(単位：％)

| 会計の名称               | 資金不足比率 | 備 考                                         |
|---------------------|--------|---------------------------------------------|
| 電気事業会計              | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 工業用水道事業会計           | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 有料駐車場事業会計           | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 病院事業会計              | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 下水道事業会計             | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 港湾整備事業特別会計          | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定 |
| 臨海工業用地造成事業特別会計      | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定 |
| 高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計 | —      | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定 |

※令和7年度決算に基づく各会計は、いずれも資金不足は生じていない。

監査第93号

令和8年（2026年）8月24日

熊本県知事 木 村 敬 様

熊本県監査委員 小 原 雅 之

同 藤 木 美 才

同 前 田 憲 秀

同 楠 本 千 秋

令和7年度（2025年度）決算に基づく熊本県財政健全化判断比率

及び資金不足比率に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、  
令和8年（2026年）8月5日付け財第74号で審査に付された令和7年度（2025年度）決算に基づく熊本県財政健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査の結果については、別添のとおりです。

令和7年度（2025年度）

決算に基づく熊本県財政健全化判断比率  
及び資金不足比率に係る審査意見書

熊本県監査委員

# 令和7年度（2025年度）決算に基づく熊本県財政健全化 判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次の事項について審査を実施した。

- 1 令和7年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 令和7年度の各公営企業会計の決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

審査は、次の観点について、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し行った。

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか。
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

## 第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも健全化基準を大きく下回っているものの、昨年公表された「中期的な財政収支の試算」においては、公債費の増加やインフラ整備に伴う歳出の増加等により、毎年度財源不足となる見通しである。

さらに、令和8年熊本地震の発生に伴い、今後、復旧・復興に向けた財政需要が生じることから、国への財政支援を強く働きかけるなど、必要となる財源の確保に最大限努めるとともに、的確な財政見通しのもと、将来にわたって持続可能な県政運営に向け財政健全化に取り組んでいただきたい。

**【 令和 7 年度健全化判断比率等 】**

**1 健全化判断比率**

| 健全化判断比率名   | 令和 7 年度決算<br>に基づく比率 | 令和 6 年度決算<br>に基づく比率 | 早期健全化基準    |
|------------|---------------------|---------------------|------------|
| 1 実質赤字比率   | —                   | —                   | 3. 7 5 %   |
| 2 連結実質赤字比率 | —                   | —                   | 8. 7 5 %   |
| 3 実質公債費比率  | 9. 1 %              | 8. 9 %              | 2 5. 0 %   |
| 4 将来負担比率   | 2 1 3. 6 %          | 2 1 2. 5 %          | 4 0 0. 0 % |

(注) 「—」：実質赤字が生じていないため比率が発生しないもの。

**2 資金不足比率**

| 会 計 名                     | 令和 7 年度決算<br>に基づく比率 | 令和 6 年度決算<br>に基づく比率 | 経営健全化<br>基準 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 1 電気事業会計                  | —                   | —                   | 2 0. 0 %    |
| 2 工業用水道事業会計               | —                   | —                   |             |
| 3 有料駐車場事業会計               | —                   | —                   |             |
| 4 病院事業会計                  | —                   | —                   |             |
| 5 下水道事業会計                 | —                   | —                   |             |
| 6 港湾整備事業特別会計              | —                   | —                   |             |
| 7 臨海工業用地造成事業特別会計          | —                   | —                   |             |
| 8 高度技術研究開発基盤整備事業等<br>特別会計 | —                   | —                   |             |

(注) 「—」：資金不足が生じていないため比率が発生しないもの。